

# 標準仕様書（案）に関する意見照会について

令和4年5月13日

# 1. 標準化の背景と対象システム

## 背景

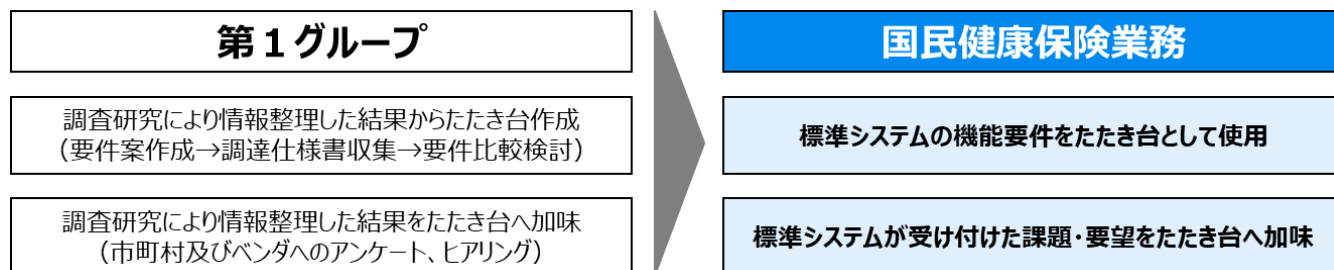
- 「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）において、自治体の情報システムについては、国の主導的な支援の下で標準化（※1）を進めることとされているところであり、自治体の業務プロセス・情報システムの標準化を進めることとなった。
- 併せて、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）においても、**国民健康保険については2022年（令和4年夏）までに、地方公共団体の情報システムの標準化・共通化のために標準仕様書を作成することが記載された。**これに沿って本事業を推進することとなった。
- デジタル庁から示された標準化検討の方針（※2）を踏まえて、国民健康保険業務でも、国民健康保険システム標準化検討会にて検討を実施し、標準仕様書を作成することとした。

※1 情報システムを、国が主導して策定した標準仕様準拠させること

※2 地方公共団体の基幹業務システムの標準化のために検討すべき点について（最新版は令和3年12月改訂版）

## 前提

- 標準仕様書の作成にあたっては、先行して標準化の検討を行った第1グループ（介護・障害者福祉、就学、地方税）に倣い、事務局にて標準仕様書（案）のたたき台を作成したうえで、各WTにてたたき台に対する議論・検討を行った。
- 第1グループにおいては、上記たたき台を作成するうえで、調査研究として市町村及びベンダへたたき台の基となる情報の収集を行っている。  
国民健康保険においては、平成30年4月にリリースされた市町村事務処理標準システム（以下「標準システム」という）の開発ベンダの調達（平成25年実施）を行う際、RFIにて、全国市町村のベンダ（100団体程度の導入実績を持つ複数社）より、パッケージシステムの機能要件、市町村要求との適合状況・適合率等の情報収集及び意見照会を経たうえで、標準的な要件として定めた標準システムの機能要件が存在する。  
国民健康保険システムの標準化にあたっては、以上の経緯並びにデジタル・ガバメント実行計画に従い、標準システムの機能要件を、第1グループの調査研究結果と同等の情報として取り扱うこととし、たたき台の基とした。
- また、標準システム稼働後、利用有無を問わず全国市町村（ベンダ）より、標準システムの機能及び国民健康保険事務処理に関する課題提起や要望等を受け付けて管理しているが、この課題や要望を第1グループの調査研究結果と同等の情報として取り扱うこととし、たたき台へ加味した。



## 2.標準化の検討体制

### 検討会・WT 委員の構成

- 標準化の検討については、検討会を親会とし、主に市町村の構成員で構成される業務ワーキングチーム（以下「WT」という。）、国民健康保険システムの開発ベンダで構成されるベンダWTで各種議論・検討を行っている。

No.	分類	検討会	業務WT	ベンダWT
1	会議のファシリテーター	・座長	・座長	・座長
2	地方自治体	・業務WT参加団体から構成	・業務、システムに通じる市町村、都道府県の担当者 (都道府県、政令市、中核市、その他市町村で構成)	—
3	関係ベンダ	・ベンダWT参加会社から構成	—	・業務システムを開発しているベンダの担当者
4	所管府省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省保険局国民健康保険課</li> <li>・厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室</li> </ul>		
5	関係府省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム</li> <li>・総務省自治行政局デジタル基盤推進室</li> </ul>		
6	事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険中央会</li> </ul>		

### 3.標準化の検討におけるアウトプット

- 標準化の検討においては、以下の成果物が規定される。ここで規定される内容には主に以下の考えが適用される。
  - ・機能要件や帳票要件で「実装不可」と明記されたものもしくは、記載されなかったものは「標準準拠システム」には搭載されない。
  - ・ここで記載された要件以外の機能については「標準化対象外」と明記されているケースを除き原則カスタマイズにより「標準準拠システム」に実装することもできない。
  - ・様式が規定された帳票については住民向けの通知を統一するという観点で原則「カスタマイズ不可」とされている。

項目		対象(※)	理由・詳細
業務フロー		○	業務の運用イメージを確認でき、共通理解を促すための標準的な運用モデルとして定義する。
機能要件	機能要件 システムに必要な機能の概要(●●ができること等)	○	最も効率的な運用方式を検討し、標準化する機能を定義する
	画面要件(専ら操作性) 画面の項目やボタン等のレイアウト、遷移の仕様等	×	カスタマイズの発生源になっている場合等を除き、原則標準化の範囲外とする
	帳票要件	○	最も効率的な運用を検討し、標準化する帳票を定義する。帳票要件として定義している帳票は、統一指針がないものであっても、データ項目を揃える観点から標準を定義する。 帳票レイアウト共通理解を促すための標準的な様式として定義する。 なお、ここで規定された帳票については原則、カスタマイズ不可とされている。
	出力項目 帳票に印字する項目、編集仕様等	○	印字項目等を定義する。
	レイアウト 帳票の出力イメージ	○	帳票レイアウトを定義する。
	データ要件 データベースに格納する業務データの項目定義等	☆	地方自治体の業務システム間や他の行政機関等との横断的なものであることから、デジタル庁の方針を受けて本事業の範囲で規定が必要と判断されるものについては機能要件として盛り込む。
連携要件 他業務システムとの連携インタフェースの項目定義等	☆		
非機能要件	可用性、性能・拡張性、運用・保守性、移行性、セキュリティ、システム環境・エコロジー	☆	令和2年9月に内閣官房IT室より提示された「地方自治体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準(標準非機能要件)」に準じる方針とする。

※ ○：標準準拠対象、☆：デジタル庁から公開される情報に準拠する、×：対象外 3

### 3.標準化の検討におけるアウトプット

- 令和3年度から令和4年度当初にかけて、前述の検討会、WT等で以下のプロセスで検討・議論を行い、標準仕様書（案）を作成している。

#### <標準仕様書（案）作成のプロセス>

① 市町村事務処理標準システムの要件定義書、設計書等を基に、標準仕様書（案）たたき台を作成。



② ①の資料を業務WT、ベンダWTの構成員に展開、ご意見をいただき、機能の追加・修正を実施。



③ 議案事項は、「論点」として業務WT、ベンダWTにご提示し、議論にて決定した内容を踏まえて標準仕様書（案）に反映。併せて、本検討の過程で第1グループの介護保険、第2グループの後期高齢支援システム等の見直し状況等も適宜確認し、「実装必須」「標準オプション」の考え方で制度間での不均衡が発生していないか等を確認。

業務WT：3回

ベンダWT：1回

書面開催によるWT：1回

合同WT：1回



④ ③までの経緯及び標準仕様書（案）の検討内容、全国意見照会に提示することについて検討会から了承を取得。



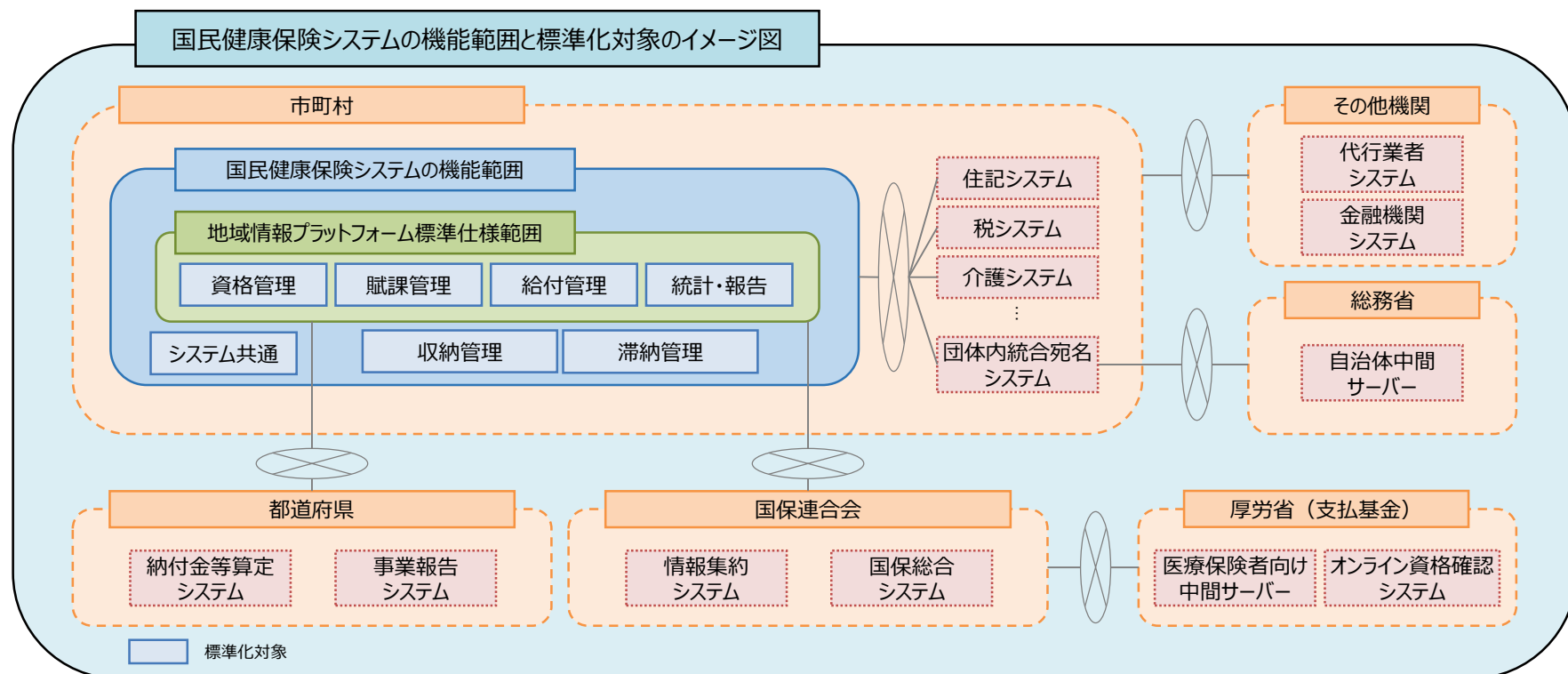
⑤ ④までを踏まえて修正した標準仕様書（案）について、意見照会前の最終確認を各構成員にて実施。

各検討会、WTの議論内容等については、厚生労働省のホームページで公開中。

([https://www.mhlw.go.jp/stf/kokuho\\_me.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/kokuho_me.html))

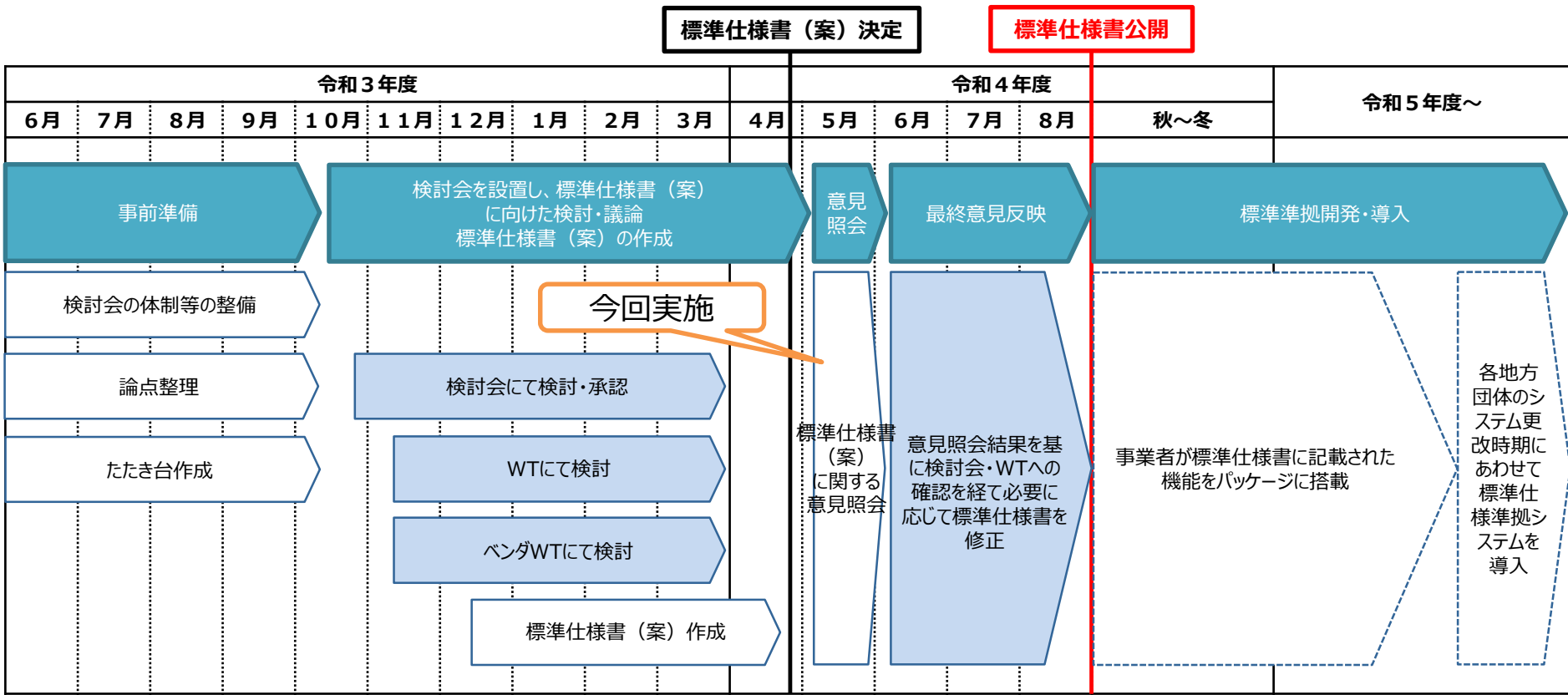
## 4.標準化の対象分野について

- 国民健康保険システム標準化の対象分野の詳細について以下に記載する。
  - ・国民健康保険システムにおける標準化の範囲については、他業務と同様、地域情報プラットフォーム標準仕様で規定されている「資格管理」「賦課管理」「給付管理」「統計・報告」及び業務システムに共通して必要となる「システム共通」とする。上記には規定されていないが、国民健康保険業務として必要な「収納管理」「滞納管理」についても対象としている。
  - ・国民健康保険システムと市町村内の他業務システム及び都道府県・国・その他外部機関等のシステムとの連携部分については、国民健康保険システムから連携情報を出力する又は連携先システムから連携情報を取り込む機能について、標準化の対象としている。（具体的な連携項目や連携方式等についてはデジタル庁より示される連携要件にて定められる）
  - ・上記標準化の範囲において、政令指定都市に関しては、事務処理上、都市特有の要件が必要となることから、必要な要件を標準化の対象としている。
  - ・「給付管理」については、市町村ごとに、国民健康保険団体連合会が保有する国保総合システムへ委託する場合又は委託せず自庁で行う場合で運用方法が異なるが、市町村側で行う場合がある事務処理に関しては漏れなく標準化の対象としている。



# 5.標準仕様書の検討スケジュール

- 検討会及びWTによる議論を行い、標準仕様書（案）を作成した。
- 今回、令和4年5月にかけて標準仕様書（案）に対する全国市町村への意見照会を実施するところとなる。
- 意見照会の結果を取り込んだうえで、**令和4年8月末頃に標準仕様書を公開**し、そこから各パッケージベンダが標準化に向けた改修を開始する。
- 概ね令和6年度頃から各市町村で標準仕様準拠システムへの入れ替えが始まり、**現在の国の方針では令和7年度までに入れ替えを完了する**想定とされている。



■ : 検討会・WT・ベンダWT構成員に参加頂く作業

□ : 事務局が実施する作業

□ : 標準仕様書公開後に事業者・自治体が行う作業



## 6. 今回の意見照会における前提

- 令和4年度以降施行される予定（一部施行済み）の制度改正については、現時点で標準仕様書（案）には反映しておりません。（例：未就学児被保険者均等割額の減額、特定公的給付の支給のためマイナンバー利用等）
- 標準仕様書については、一度作成して終わりとなるものではなく、その後に発生する制度改正等の内容を踏まえ、定期的にメンテナンスが行われていくものとなります。
- 現在の標準仕様書（案）に至るまでの検討過程等について、総括した資料が開催日：令和4年3月28日の国民健康保険システム標準化検討会（第2回）の資料No.2「国民健康保険システム標準化\_標準仕様書公開に向けた対応について」にてまとめられています。検討過程に不明点などがある場合は、まずはこちらをご参照ください。  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/kokuho\\_kentoukai02\\_siryou.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/kokuho_kentoukai02_siryou.html))
- 標準仕様書は本紙と別紙で構成されており、本紙には、標準化の背景、標準仕様書の取り扱いや考え方、別紙の前提となる事項等が纏められていますので、別紙をご確認いただく前に必ずご参照ください。
- 標準仕様書には、デジタル庁が作成する「データ要件（国民健康保険システムがどのようなデータ項目を保持すべきか規定するもの）」、「連携要件（他システムとの連携でどのような要件で連携を行うかを規定するもの）」がありますが、今回の意見照会では対象外となります。本件については、デジタル庁より別途、意見照会が行われます。
- 帳票については外部帳票（住民向け）のみを様式として規定しています。内部帳票については標準仕様書としては規定していません。また、オンライン画面の詳細な内容等も同様に規定しておりません。これらの機能については各ベンダ毎の創意工夫に委ねる範囲となります。
- ご意見を記入いただく際の考え方として「今のシステムができてから」といった理由のものについては基本的に検討の対象といたしません。あくまでご意見を記入いただく場合は、その機能がないと業務が遂行できない（もしくは非効率的となる）、更なる業務効率の向上につながる（もしくは住民サービスへの向上につながる）具体的な理由を記載するようお願いいたします。なお、機能については、標準仕様書（本紙）にも記載しておりますが、基本的に全ての市町村において必要とされるものは「実装必須」として規定されますが、一部の市町村でしか使用されることが想定されないもの（例えば、大規模団体でのみニーズがある等）については、基本的に「標準オプション」として規定されます。
- その他、今回の意見照会にあたり、事前に市町村より受け付けた質問事項や検討会、WT等で受け付けた質問事項等をまとめたQ&A集をご提供いたしますので、ご意見を記入いただく前に必ずご参照ください。



## 7. 関連する調査及び意見照会内容

- 今回の標準仕様書（案）の意見照会にあたり、関連する調査及び意見照会につきましてご協力お願いいたします。
- 関連する調査及び意見照会への回答につきましては、資料No.05「国民健康保険システムの標準仕様書（案）に対する市町村意見照会様式」、資料No.07「仮算定（暫定賦課）及び高額療養費貸付（受領委任）の実施状況調査様式」にご記入ください。

### <関連する調査及び意見照会内容>

#### ① 公金受取口座を活用した事務処理に関する意見照会

次頁以降に示す公金受取口座を活用した事務処理への対応内容（案）をご確認のうえ、機能要件に対するご意見をお願いいたします。

#### ② 市町村における国民健康保険事務の実施状況に関する調査

以下に挙げる事務処理について、全国の実施状況を鑑みて機能・帳票要件を記載する方針としているため、ご回答をお願いいたします。

No.	事務	調査内容
1	保険料（税）の仮算定（暫定賦課）に関する事務	現在、保険料（税）の仮算定（暫定賦課）に関する事務を実施しているか。
2	高額療養費貸付（受領委任）に関する事務	現在、高額療養費貸付（受領委任）に関する事務を実施しているか。

## 7. 関連する調査及び意見照会内容（公金受取口座を活用した事務処理）

- 「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が令和3年5月19日に公布され、公的給付の迅速かつ確実な支給のため、預貯金口座の情報をマイナンバーとともにマイナポータルにあらかじめ登録し、行政機関等が当該口座情報の提供を求めることができることとするともに、特定公的給付の支給のためマイナンバーを利用して管理できることとする改正が示されました。（施行については、公布日から2年以内）
- 標準仕様書の検討においては、デジタル3原則に基づくBPRに関する検討を行うこととしており、公的給付支給等口座（以下「公金受取口座」という。）を活用した事務処理を行うための機能要件等を標準仕様として反映する必要があります。
- 現在、上述の改正を受けて機能要件を検討している状況であり、全国意見照会后、標準仕様書への反映を行う方針としています。
- 本資料は、現時点において検討している機能要件の概要、及び関連する標準仕様書の機能・帳票要件をお示したものです。
- 本資料をご確認いただき、機能要件に対するご意見をお願いいたします。ご意見がある場合、意見照会様式へご記入下さい。
- なお、本資料の内容については、検討中の内容であること、また、今回の意見照会の結果を必要に応じて取り込む予定としていることから、今後、変更となる可能性があることにご留意願います。
- 今後、今回の意見照会の結果を踏まえ、機能・帳票要件への反映、また、業務フロー、帳票詳細要件、帳票レイアウトの検討を進める予定としております。

## 7. 関連する調査及び意見照会内容（公金受取口座を活用した事務処理）

### ■ 対応の背景

「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が令和3年5月19日に公布され、公的給付の迅速かつ確実な支給のため、預貯金口座の情報をマイナンバーとともにマイナポータルにあらかじめ登録し、行政機関等が当該口座情報の提供を求められることができることとするともに、特定公的給付の支給のためマイナンバーを利用して管理できることとする改正が示された。  
（施行については、公布日から2年以内）

### ○ 改正内容

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号（令三・五・一九））

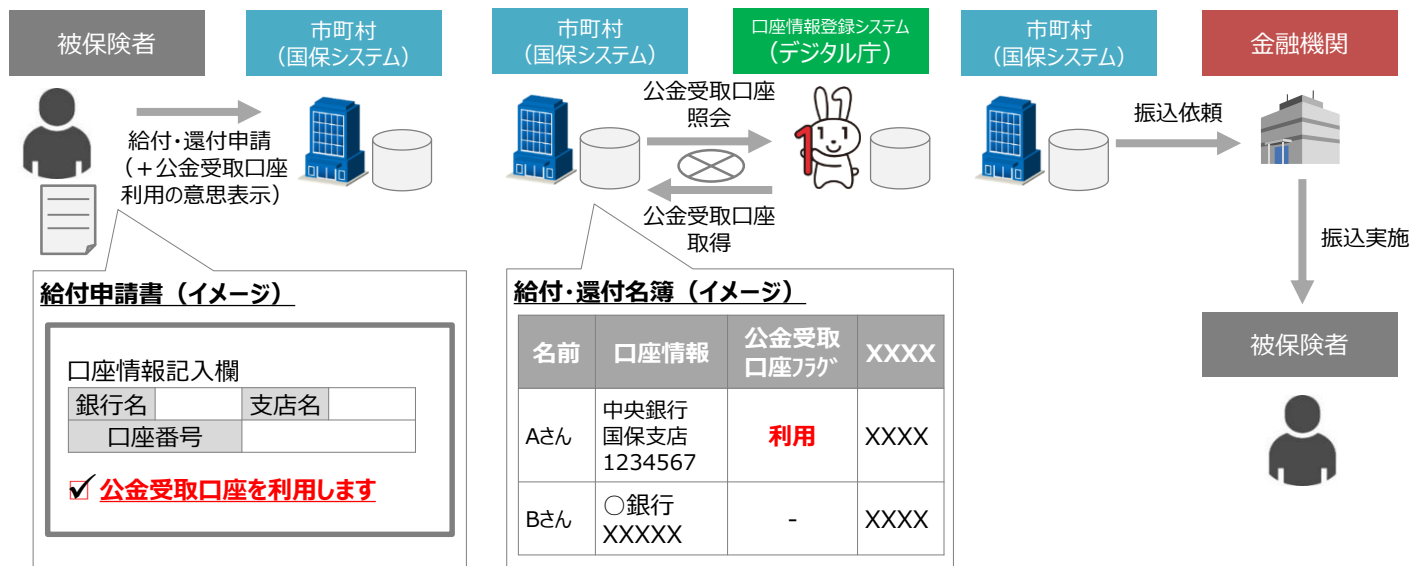
以下について、対応が可能となる改正を行うこと。

- ・公的給付（税還付等）の受取口座の登録（任意）を可能とする。
- ・公的給付で口座情報の利用を可能とする。

### ■ 対応方針

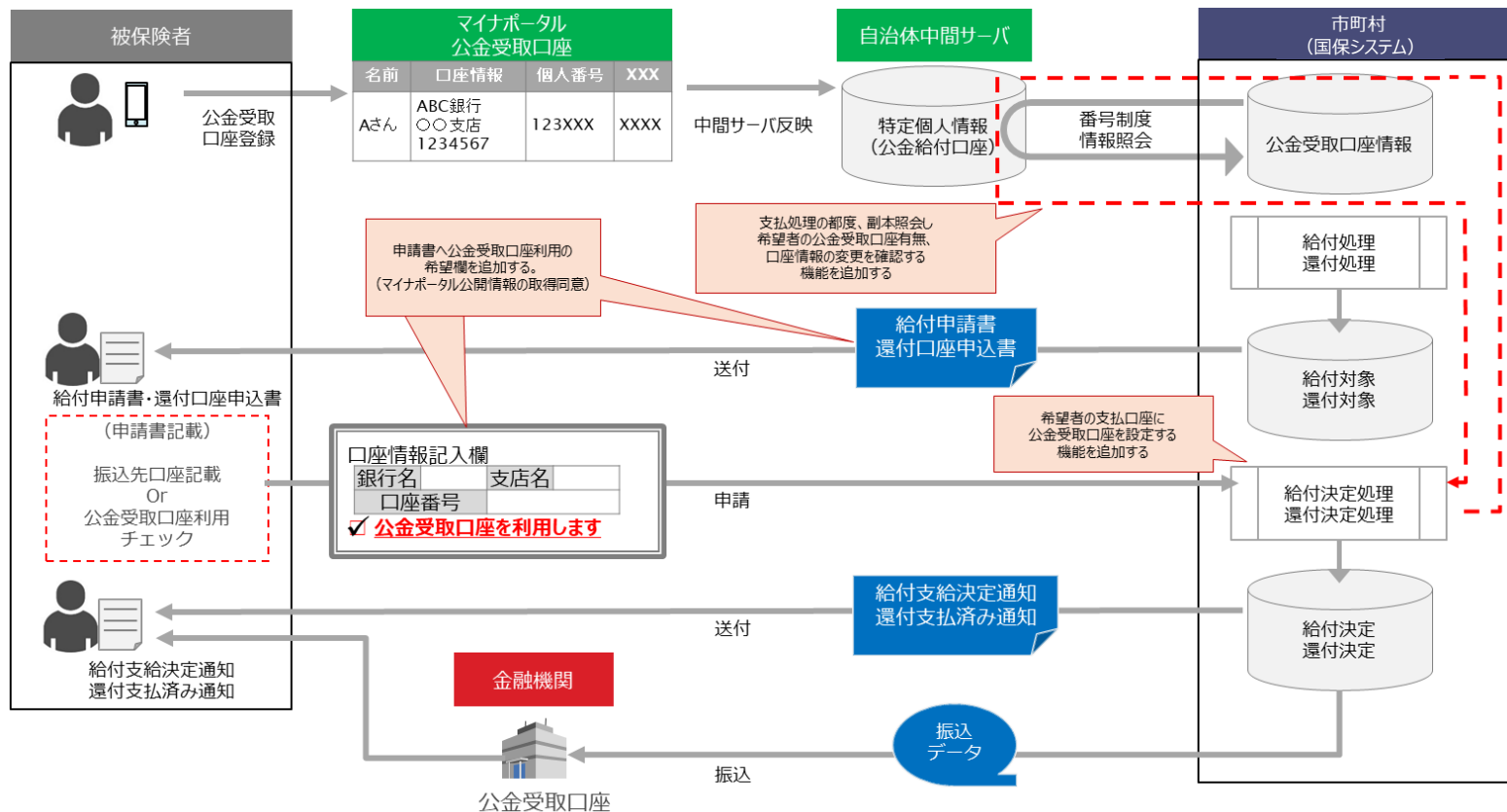
制度改正に伴い、改正内容として示されている市町村システムにおける対応（「被保険者が市町村に給付申請を行う際に、受取口座として公金受取口座を利用する旨の申請を可能とすること」、「API連携（オンライン申請の場合）又は情報提供ネットワークシステムによる情報連携（窓口・郵送の場合）により口座情報登録システムから公金受取口座情報を取得可能とすること」）について、制度改正後の事務処理内容を踏まえた上で機能要件の検討を行う。

### 【システムの想定対応範囲】



## 7. 関連する調査及び意見照会内容（公金受取口座を活用した事務処理）

【国保システムの想定機能（イメージ）】



### 【機能要件の概要】

- ① マイナポータル公金口座の利用同意を得るため、高額療養費等、制度で決められた事務手続きに則った申請書に、公金給付口座の利用の同意を得るための欄を設けること。
- ② 申請書に記載される公金給付口座の利用有無を登録、管理できること。
- ③ 支給処理において、公金給付口座を利用する被保険者への支給情報が含まれる場合、振込データを作成する直前に公金給付口座の情報を照会できること。

## 7. 関連する調査及び意見照会内容（公金受取口座を活用した事務処理）

○ 前頁に記載した機能要件の概要について、標準仕様書の別紙2の機能帳票要件における関連する機能の機能IDを示す。

#	機能要件の概要	機能要件	関連する機能・帳票要件の機能ID
①	マイナポータル公金口座の利用同意を得るため、高額療養費等、制度で決められた事務手続きに則った申請書に、公金給付口座の利用の同意を得るための欄を設けること。	各種申請書に公金給付口座の利用に同意する旨を記載する欄を設けること。	13.6.9.1、14.1.7.1、15.1.1.2、16.1.1.2、16.3.2.1、16.4.4.1、17.1.7.1、18.1.1.2、19.1.1.2、19.2.4.1、21.1.3.2、22.4.1.1、22.4.1.2、22.4.1.3
②	申請書に記載される公金給付口座の利用有無を登録、管理できること。	申請書に記載される公金給付口座の利用有無を登録、管理できること。	13.6.1.1、13.6.5.1、16.4.4.3、16.5.1.1、17.2.1.1、22.1.1.1、22.1.1.2、22.1.1.3、22.1.1.4、22.1.1.5、22.1.1.6
		申請情報をパンチデータとして一括で登録する場合、公金給付口座の利用有無を登録できること。	16.5.1.1、17.2.1.1、22.1.1.1、22.1.1.3
③	支給処理において、公金給付口座を利用する被保険者への支給情報が含まれる場合、振込データを作成する直前に公金給付口座の情報を照会できること。	利用目的に即した事務手続きにより、公金給付口座を情報照会できること。	13.6.5.1、25.1.1.1、25.2.1.1、25.2.1.2、25.2.1.3
		支給決定日もしくは支給年月日の期間及び該当の事務手続きを指定し、公金給付口座を一括で情報照会できること。	13.6.5.2、22.2.3.1
		公金給付口座を情報照会した結果、照会できなかったもの及び公金給付口座の登録が廃止されているものを確認できること。	13.6.5.2、22.2.3.1